

2025 年度短期大学認証評価の結果について

(1) 大学基準協会の短期大学認証評価

本協会は、2007 年に短期大学機関別認証評価機関として文部科学大臣に認証され、爾来、短期大学認証評価を実施しています。

本協会の短期大学認証評価は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（公益財団法人大学基準協会定款第3条）という目的に基づいて行っています。より具体的には、

- ① 本協会が定める短期大学基準に基づき短期大学の諸側面を包括的に評価することを通じて、短期大学の教育・研究活動等の質を社会に対し保証すること
- ② 短期大学認証評価結果及びこれを踏まえた改善報告書の検討結果を通じて、短期大学の改善・向上を継続的に支援すること
- ③ 評価を通じて短期大学の社会的存在理由を明らかにすることに貢献し、短期大学が社会に対して説明責任を果たしていくことを支援すること

という目的のもと行っています。

特に、社会に対して保証する大学の質については、当該短期大学が自身の掲げる理念や目的の達成に向けた活動を行っていること、内部質保証システムが有効に機能し、教育の充実と学生の学習成果の向上に結びついていることを重視しています。内部質保証システムについては、第2期目の2013年度から概念として採り入れ、評価にあたってきました。2025年度からの第4期認証評価では、内部質保証の機能的有効性に重きを置いた第3期を引き継ぎ、「教育の計画・設計、運用」から内部質保証は始まるという趣旨を再確認しつつ、学習成果の達成のための教学マネジメントの観点をより明確にして評価を行っています。

短期大学認証評価では、本協会が定める短期大学基準に沿って評価を行い、短期大学基準に適合しているか否かの判定を伴う評価結果を確定させます。重大な問題が認められた場合は、短期大学基準に適合していない（以下「不適合」という。）と判定し、不適合となった短期大学は、不適合の原因となった事項について追評価を申請することができます。

(2) 短期大学認証評価の組織体制

2025年度の短期大学評価においては、申請短期大学に対応して次のような組織体制を整え、具体的な評価活動を行いました。

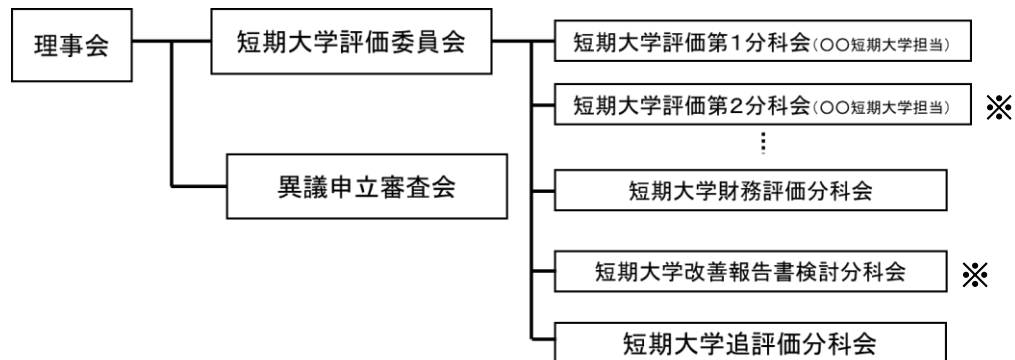
まず、「短期大学評価委員会」（委員長・副委員長を含めた委員10名）の下に、1の「短期大学評価分科会」及び「短期大学財務評価分科会」を設置しました（体制図参照）。

「短期大学評価委員会」は、本協会正会員短期大学から推薦された候補者、理事会の推薦による者及び理事会が選出した外部有識者によって構成されています。「短期大学評価分科会」は、各短期大学の財務を除く諸活動全体を評価することを目的とし、これまで同様、1短期大学につき1の分科会を設置しました。構成は、原則として主査1名と委員4名の計5名の評価者としています。

「短期大学財務評価分科会」（主査・委員あわせて3名）においては、短期大学財務評価の指標や方法の検討及び申請1短期大学に対する財務評価を行いました。

したがって、2025年度の短期大学認証評価は、延べ18名の委員が関わって実施したことになります（委員会、分科会、財務評価分科会の名簿については（7）参照）。

体制図



※2025年度は、「短期大学評価第1分科会」のみ設置、「短期大学改善報告書検討分科会」については配置せず。

（3）2025年度短期大学認証評価への申請短期大学

（公法） 島根県立大学短期大学部

（4）短期大学認証評価の経過（2025年度の短期大学認証評価のスケジュールは（8）参照）

① 研修、会議方法

2025年度短期大学認証評価は、評価者に対する各種研修としてオンライン会議システムを用いた評価者研修セミナーを開催するとともに、基準の解説等の動画を配信しました。また、委員会、分科会等の各種会議についても、オンライン会議システムを用いて実施しました。

② 書面による評価

各分科会に所属する主査・委員には、評価に先立ち、評価方法、評価者倫理等に関する研修を通じて評価に必要な情報を共有しました。その後、各短期大学の自己点検・評価の結果をとりまとめた点検・評価報告書、短期大学基礎データ及びその他根拠資料をもとに、各委員が「短期大学認証評価結果（分科会原案）」を分担執筆しました。

各分科会では、「短期大学認証評価結果（分科会原案）」をもとに主査が作成した「短期大学認証評価結果（主査原案）」に基づき会合しました。そして、その結果を踏まえて各委員が「短期大学認証評価結果（主査原案）」を修正し、主査が全体調整を図ったうえで、「短期大学認証評価結果（分科会案）」としてとりまとめました。くわえて、各分科

会は、書面評価において事実確認が出来なかった点等を質問事項とし、これを实地調査前に「短期大学認証評価結果（分科会案）」とともに当該短期大学へ送付し、回答を得ました。

③ 短期大学認証評価における实地調査の実施

各分科会における書面評価終了後に、評価対象の1短期大学に实地調査を実施しました。

实地調査の主な目的は、十分な資料・情報等を収集し、評価の正確性を期すことにあります。当日（1日半）は、書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、教職員との意見交換の時間を設け、短期大学と評価者間でのディスカッションを十分に行うことに努めました。また、学生インタビュー及び学外ステークホルダーインタビューを通じて多角的に状況を理解するとともに、書面のみでは把握の難しかった施設・設備の状況等を必要に応じて確認しました。

④ 短期大学評価委員会における「短期大学認証評価結果（案）」の作成

各分科会において、实地調査等の結果を反映させた「短期大学認証評価結果（分科会最終案）」をもとに、まず「短期大学評価委員会」の委員長・副委員長が審議し、「短期大学認証評価結果（委員長案）」をとりまとめました。その後、「短期大学評価委員会」で同分科会最終案を審議して「短期大学認証評価結果（委員会案）」を作成し、短期大学へ送付しました。

「短期大学認証評価結果（委員会案）」を受け取った短期大学は、事実誤認等があった場合、「短期大学認証評価結果（委員会案）」に対して意見を申し立てることができます。今年度は、評価対象校である1短期大学から申立がありました。これを受けて、「短期大学評価委員会」では、当該短期大学からの意見内容や提出された資料に基づき、事実誤認の有無を確認したうえで申し立てられた意見の採否を決め、「短期大学認証評価結果（委員会案）」に対して必要な修正を加えて「短期大学認証評価結果（案）」としました。

⑤ 理事会による短期大学認証評価結果の承認

「短期大学評価委員会」は、「短期大学認証評価結果（案）」を、2026年3月26日開催の第558回理事会に提出しました。その結果、評価対象校である1短期大学の短期大学認証評価結果について承認を得て、本年度の短期大学認証評価が終了しました。

(5) 短期大学認証評価結果の概要

① 短期大学認証評価の結果、短期大学基準への適合認定を行った短期大学

2025年度の短期大学認証評価を申請した1つの短期大学について、短期大学基準に適合していると認定しました。

② 短期大学認証評価結果の構成

各短期大学に提示する短期大学認証評価結果は、「Ⅰ 判定」「Ⅱ 総評及び提言」「Ⅲ 概評」で構成しています。

「Ⅰ 判定」では、短期大学基準に適合しているか否かの判断及び適合の場合はその認定期間を記載しています。「Ⅱ 総評及び提言」の総評では、各短期大学の理念・目的や内部質保証の状況、当該短期大学の優れた点や課題を含む特徴的な事項等、今回の短期大学認証評価における総合的な評価の状況を、そして提言では、「Ⅲ 概評」に記述した取り組みのうち、特記すべき事項を記述しています。

提言には、特に優れた取り組み、長所、是正勧告及び改善課題の4種類があります。このうち、長所は、短期大学が掲げる理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該短期大学の特色をなし、かつ、組織性や継続性・発展性が認められるものが該当します。また、特に優れた取り組みは、長所の中でも、一定の成果があり、かつ、先駆性や獨創性、独自性が見られる、又は他の短期大学の参考にもなりうる要素が見られるものを特記したものです。なお、概評中には、参照先として「基本情報一覧」や「短期大学概況」が（ ）で補足されています。これは、評価時に参照し、短期大学認証評価結果とともに本協会のウェブサイトで開催している、短期大学の「点検・評価報告書」中の該当部分を指しています。

「Ⅲ 概評」は、短期大学基準を構成する10の基準ごとに記載し、基準10は、(1) 大学運営、(2) 財務に分けています。概評では、短期大学基準に基づく評価項目ごとに、短期大学の取り組み・現状に対する評価の概要を記述しています。

是正勧告及び改善課題は、いずれも必ず改善を求めるものですが、是正勧告は理念・目的の実現を図るため、又は短期大学としてふさわしい水準を確保するために、抜本的な改善が求められるものを示しています。一方、改善課題は理念・目的の実現を図るための一層の取り組み、又は短期大学としてふさわしい水準を確保するための改善が求められるものを示しています。

③ 短期大学基準への適合認定を行った短期大学に対する提言

短期大学基準への適合認定を行った評価対象校である1短期大学には、長所3点を付しました。各提言を検討する際には、申請資料に基づく書面評価や実地調査の結果に加え、前述の意見申立による意見を参考に、実態に即した指摘となるよう留意しました。

(6) 大学基準協会の評価の充実に向けて

本協会は、1947年に国・公・私立大学による自律的な大学団体として設立された後、大学が適切な水準を維持し、その向上を図るための指針として大学基準を定め、これに基づく評価活動を展開してきました。1996年には、大学の自己点検・評価に基づく評価システムを確立し、2004年度にわが国で認証評価制度が始まってからも、透明性・公正性の高い第三者評価機関としての役割を果たすべく、これまで培ってきた実績をもとに大学評価システムの改善・充実に取り組んできました。短期大学の認証評価機関としても2007年に認証を受け、同年度より評価を開始しています。

特に、認証評価としては2期目となる2013年度からは、短期大学自らが教育等の活動を改善し、その質を保証する仕組みとして内部質保証システムの構築を求め、短期大学自身による質保証を重視した評価を実施してきました。2020年度からは、これを更に進めて内部質保証システムの有効性に着目した評価へと進化すべく、短期大学基準を体系化するとともに、効率的な評価方法の構築、評価者研修の充実などに取り組ましました。認証評価として4期目開始となる本年度は、新たな取り組みとして、評価対象短期大学の学生から意見収集や学外ステークホルダーへのインタビューを開始するなど、さらなる展開を図っています。

今後とも、大学基準協会は、社会の期待に応える短期大学認証評価へと発展させる努力を行ってまいりますので、ご支援くださいますようお願いいたします。

以上

(7) 2025 年度短期大学認証評価関係委員会等名簿

① 2025 年度短期大学評価委員会名簿

役名	氏 名	所 属 名
委員長	安 達 励 人	倉 敷 市 立 短 期 大 学
副委員長	龍 昌 治	愛 知 大 学 短 期 大 学 部
委員	安 齊 和 男	岩 手 県 大 学 事 務 振 興 課
委員	稲 葉 浩 幸	近 畿 大 学 短 期 大 学 部
委員	片 川 智 子	鶴 見 大 学 短 期 大 学 部
委員	神 田 裕 子	株 式 会 社 進 研 ア ー ド
委員	椎 名 澄 子	旭 川 市 立 大 学 短 期 大 学 部
委員	鈴 木 滋 彦	静 岡 県 立 農 林 環 境 専 門 職 大 学 短 期 大 学 部
委員	並 木 俊 恭	神 奈 川 県 立 希 望 ケ 丘 高 等 学 校
委員	柳 沢 幸 治	大 月 短 期 大 学

② 2025 年度短期大学評価委員会短期大学評価分科会名簿

第 1 分科会

役名	氏 名	所 属 名
主査	柳 沢 幸 治	大 月 短 期 大 学
委員	大 志 田 憲	岩 手 県 立 大 学 岩 宮 古 短 期 大 学 部
委員	萩 野 哉	大 分 県 立 芸 術 文 化 大 学 短 期 大 学
委員	片 川 智 子	鶴 見 大 学 短 期 大 学 部
委員	太 田 恒 次	愛 知 学 院 大 学 短 期 大 学 部

※短期大学評価分科会の委員中、名簿の上から3名は教員、最下段の1名は事務職員。

③ 2025 年度短期大学財務評価分科会名簿

役名	氏 名	所 属 名
主査	大 橋 良 生	滋 賀 大 学
委員	清 水 真	学 校 法 人 上 智 学 院
委員	福 田 直 史	高 知 県 公 立 大 学 法 人

(8) 2025年度短期大学認証評価のスケジュール

2024年	11月30日	申請短期大学より短期大学認証評価申請書の提出
2025年	1月	短期大学評価委員会による2024年度短期大学認証評価の体制に関する検討等
	4月1日	申請短期大学より短期大学認証評価関連資料の提出
	4月28日	評価者研修セミナーの開催(2025年度の評価の概要及び主査・委員が行う作業に関する説明)
	4月下旬～6月中旬	委員による申請短期大学に対する「短期大学認証評価結果(分科会原案)」の作成
	5月30日～6月3日	第1回短期大学財務評価分科会の開催(メール審議)
	6月中旬～8月下旬	主査による「短期大学認証評価結果(主査原案)」の作成 短期大学認証評価各分科会の開催(「短期大学認証評価結果(分科会案)」の作成)
	7月23日	第2回短期大学財務評価分科会の開催(「短期大学認証評価結果(分科会案)」(財務評価部分)の作成)
	9月19日	「短期大学認証評価結果(分科会案)」の申請短期大学への送付
	10月下旬～11月上旬	各申請短期大学に対する実地調査の実施 「短期大学認証評価結果(分科会最終案)」の作成
	12月4日～12日	短期大学評価委員会正副委員長会の開催(「短期大学認証評価結果(分科会最終案)」の確認)(メール審議)
2026年	1月6日	第64回短期大学評価委員会の開催(「短期大学認証評価結果(委員長案)」を審議し、「短期大学認証評価結果(委員会案)」を作成)
	1月21日	「短期大学認証評価結果(委員会案)」を申請短期大学へ送付
	3月10日	第65回短期大学評価委員会の開催(「短期大学認証評価結果(委員会案)」に対する短期大学からの意見について採否を審議し、「短期大学認証評価結果(案)」を作成)
	3月26日	第558回理事会の開催(「短期大学認証評価結果(案)」の承認)

※委員会・分科会等の開催方法については(4)参照のこと。